

入院時の差額ベッド料にまつわる誤解あれこれ

当レポートでは、入院時の差額ベッド料に関するルールについて、何度か触れてきました。直近では『入院日額 5,000 円？ 1 万円？ いくらが妥当？』（第 685 号 2017 年 7 月 1 日発行）において、差額ベッド料とは何か、差額ベッド料を徴収するために確保すべき部屋の要件、差額ベッド料を徴収してはいけないケースを述べました。

しかし、差額ベッド料に関しては誤解や理解不足が多く見受けられるので、今回あらためて取り上げます。厚生労働省から出ている通知（以下、通知）では、差額ベッド料を徴収してはいけないケースとして、「①同意書による確認を行っていない場合」「②患者本人の治療上の必要による場合」「③病棟管理の必要性等による場合」の3つがあげられています。それぞれについてのトラブル事例をみていきます。

●同意書を書いた覚えがない

多いのが、差額ベッド料がかかるとは認識しておらず、「請求されてびっくり」というケース。入院の手続き時にたくさんの書類に署名をし、その中に同意書も紛れていたといったことが背景にあるようです。

通知では「特別の療養環境の提供は、患者への十分な情報提供を行い、患者の自由な選択と同意に基づいて行われる必要があり、患者の意に反して特別療養環境室に入院させられることのないようにしなければならぬこと」とあります。実際には「説明を聞いた覚えがない」という人が多いのですが、署名入りの同意書が残っていれば、覆すのは難しいのが現実です。

同意書の控えを出さない病院があるので、念のため同意書の現物を見せてもらってください。日付や病室番号、1 日あたりの金額などの契約内容がきちんと入っているかを確認

します。途中で部屋を変った場合には、改めて同意書を提出する必要があります。記載内容が不十分な場合は同意の確認が行われていないとみなされることもあります。

●「治療上の必要」と言われたのに請求された

通知では治療上の必要の例として、「救急患者、術後患者等であって、病状が重篤なため安静を必要とする者、又は常時監視を要し、適時適切な看護及び介助を必要とする者」「免疫力が低下し、感染症に罹患するおそれのある患者」「集中治療の実施、著しい身体的・精神的苦痛を緩和する必要がある終末期の患者」などを挙げています。「治療上の必要」であれば、たとえ同意書があっても差額ベッド料を徴収することはできません。

ただし、病状は変化します。「いつまで」あるいは「いつから」が「治療上の必要」なのかを主治医に確かめる必要があります。たとえば、重篤な状態を脱して大部屋に移れる状態になったにもかかわらず、「個室がいい」と患者が希望し、同意書による確認を行えば、同意書に記載してある日付から差額ベッド料が発生します。

入院時に同意書を提出している場合、担当医から「治療上の必要」と聞かされていたにもかかわらず、差額ベッド料を請求されることがあります。そのような場合は、患者側の希望ではなく担当医の指示で個室に入ったという経緯を明確にする意味で、担当医に個室に入った理由を尋ねてください。もし「治療上の必要」であれば、いつまでが「治療上の必要」なのかを確認しましょう。

本来であれば、「治療上の必要」がなくなった時点で、別の病室に移るかどうかの意思確認を患者に対して行うべきですが、この境目が曖昧にされるケースがあるようです。いく

ら「治療上の必要」は同意書があっても無効とはいえ、後日のトラブルを回避するためにも不用意に同意書を提出するのは避け、「必要になったときに考えます」と、同意書の提出を保留しておくほうが無難です。

●「病棟管理の必要性等」は同意書次第

通知には事例として「MRSA 等に感染している患者であって、主治医等が他の入院患者の院内感染を防止するため、実質的に患者の選択によらず入院させたと認められるもの」があげられています。

下線部分の「実質的に患者の選択によらず」に該当するかどうかはケースバイケースで、同意書に署名していれば患者が選択したとみなされる可能性が高いです。同様に、「空きベッドがない」とか、「いびきがうるさくて他の患者の療養に差し障りがある」といったケースも、同意書の有無がカギとなります。

急な入院などで混乱し、「同意書を出さないと入院させてもらえない」と思って署名をするケースが目立ちますが、「今は内容の確認ができないので保留にします」と言い、あとで「十分な情報提供」を受け、「自由な選択」を行うようにしましょう。

●あくまでも保険診療が前提

前回のレポートでも触れたとおり、差額ベッド料というのは保険診療における概念で、厚労省の通知は、医療機関が保険診療を提供するうえで、保険診療外の自費請求部分のルールです。なので、自由診療においては適用にならず、診療と同様、個室料も患者と病院との相対取引です。

労災の場合は特別の理由がない限り、労災保険で個室料は給付されません。交通事故で健康保険等を使わない場合は、被害者であっても、個室を使う必然性がなければ、加害者から支払いを拒否される可能性があります。安易に同意書に署名をしないよう気を付けましょう。

(クルー 内藤真弓)